

宝塚市立看護専門学校在籍者聴講要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宝塚市立看護専門学校細則第27条の規定に基づき、宝塚市立看護専門学校（以下「学校」という。）学生の既修得認定科目の聴講について必要な事項を定める。

(聴講願)

第2条 聴講を希望する学生は、学校長に聴講願を提出し、許可を受けなければならない。

(聴講科目)

第3条 聴講ができる科目は、学則別表に規定する授業科目（実習を除く。）とし、その内の一部を選択することができるものとする。

(聴講期間)

第4条 聴講期間は、聴講科目の開講期間とする。

(試験)

第5条 聴講者は、聴講した授業科目の試験を受けることはできない。

(聴講の取消)

第6条 次の各号の一に該当するときは、学校長は、聴講の許可を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がなく、聴講科目の三分の一以上を欠席したとき
- (2) 聴講の態度が、著しく不良であり、授業の妨げとなるとき
- (3) その他、学校長が、聴講不適格者と認めたとき

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか在籍者の聴講について必要な事項は、学校長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。